

佐賀の『志』維新伝心事業募集要項

佐賀県では、平成 29 年から 30 年度に開催した「肥前さが幕末維新博覧会」で醸成した「志」を未来に継承するため、幕末維新期の佐賀の偉業や偉人について触れる機会を創出する「さが維新『志』継承事業」に取り組んでいます。

令和 7 年度にはこの事業の一環として、県内の文化芸術団体による文化芸術活動を通じた「幕末維新期の佐賀の偉業や偉人に関する情報発信」の後押しをする「佐賀の『志』維新伝心」事業を実施致します。

ついては、「佐賀の『志』維新伝心」事務局において、下記の通りこの事業で行う企画案を募集します。

提案された企画案は各分野での専門的知見を有する委員による審査を行い、採択された企画案については、集客や歴史監修等に関する様々なアドバイスを行うと共に、実施に要する経費を一部支援します。

◆応募主体

- ・県内の文化芸術関係者（文化芸術団体、学校、アーティスト、クリエイター、イベントプロデューサー、プロモーター、公営の文化施設、ギャラリー等の施設管理者、県内の自治体・観光協会など）とします。
- ・個人、団体、法人、共同事業社、何れも可能です。
- ・ただし、応募主体である個人、団体の構成員に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある者が含まれないことが必要条件です。

◆応募対象企画

以下の条件に合致する企画であることが必要です。

- ・幕末維新期の佐賀の偉業や偉人について触れる機会を創出する文化芸術に関する企画であること。
- ・これまで応募者が行ってきた既存のイベントとは異なる、或いは既存のイベントに新たな企画を加えるなどした新規性を伴っていること。
- ・将来的な活動の継続・収益化につながる、あるいはそのための経験・ノウハウの蓄積が可能な企画であること。
- ・県内で実施する企画であること。
- ・本年度中に実施完了する企画であること。

◆支援上限額及び採択予定数

- ・企画に要する経費について、上限額（採択企画全ての負担総額 75 万円）の範囲内で事務局が支援します。

- ・企画案は事務局にて審査を行い、3 企画程度を採択します。ただし企画案については応募主体との調整の上で修正・改善を行う場合があります。
- ・事務局が支援する範囲は、新規企画の場合は上限額の範囲内でその全額、既存のイベントに新たな企画を加えた場合は新規性のある部分のみとします。

◆対象経費及び支払い

- ・企画案の実施に当たり必要な経費が支払いの対象となります（会場・機材使用料、出演者へのギャランティ、製作スタッフへの支払いなど）。
- ・企画案との直接的な関連性が薄い事務機器（例：PC、プリンターなど）の購入費は対象外とします。
- ・経費については、事務局にて精査し、事業完了後に採択者に支払います。
- ・採択を受けた者は、当該企画に係る経費について、他の経費と明確に区別し、その収支を明確にした書類（契約書・領収書など）を整理・保管してください。（事業終了後も県の監査が行われる可能性があるため、一定期間保管してください。）

◆留意事項

- ・採択された企画の実施に当たっては、専門的知見を有する委員などから必要に応じ様々なアドバイスを行うと共に企画の修正・改善・進化・発展を行います。必ずしも応募内容のまま実施できるとは限りませんのでご注意ください。
- ・採択された企画について、その映像や写真を、佐賀県が事業の広報などの目的で、無償で使用することに同意ください。
- ・実施に際しては、事業の継続性を図るための収益モデルとして、観覧料・参加費の有料化を検討ください。また、有料化の際はノウハウの共有化及び今後の参考とするため、事務局に収支報告書を作成し提出ください。